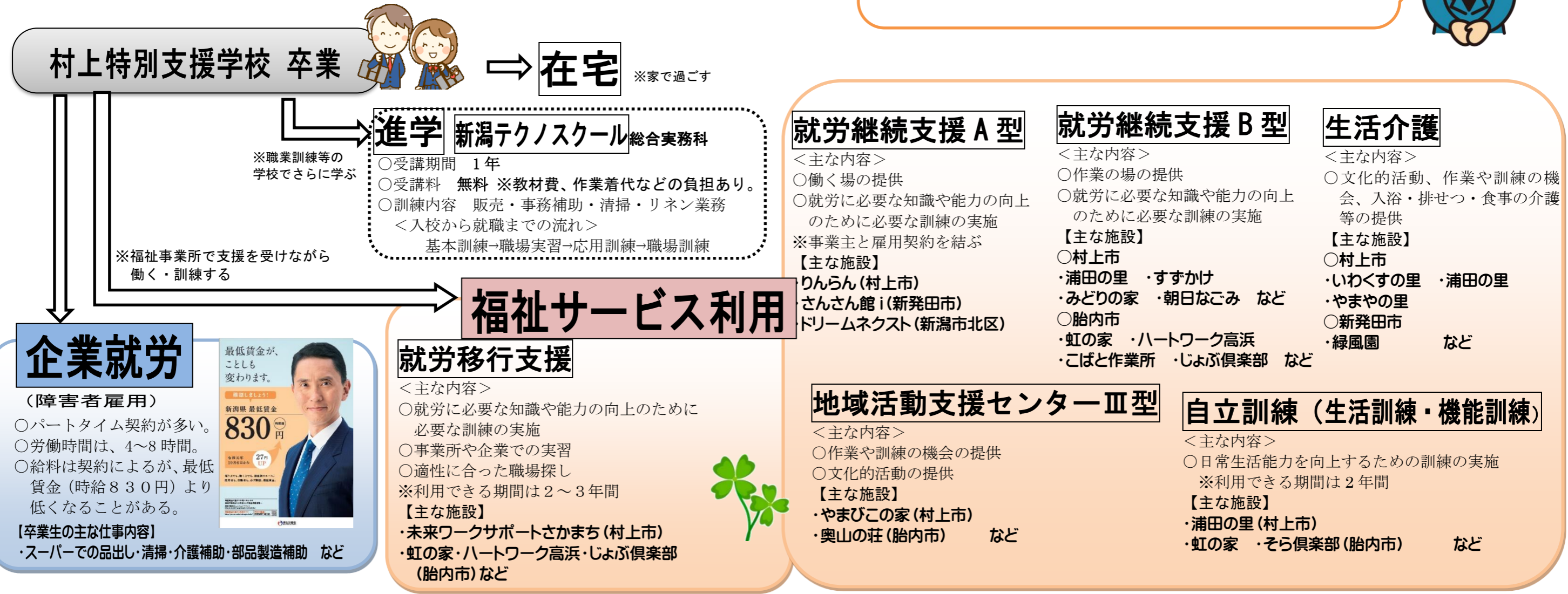


# 高等部進路だより

令和2年7月31日(金)第2号  
県立村上特別支援学校 進路支援部

「高等部卒業後の進路先について教えてください」と、問い合わせをいただきました。そこで、以下のようにまとめてみました。これからの進路選択の参考にしてください。不明な点は、進路支援部までお問い合わせください。保護者の皆様、1学期間ご協力ありがとうございました。

福祉サービスの利用では同じサービス種でもそれぞれの事業所が提供するサービス内容は様々です。実習を検討される場合は、事前の事業所見学をお願いします。見学のお申し込みは、進路支援部までお願いします。



\*\*\*\*\*

## 住まいの場のサービスについて

- 短期入所(ショートステイ)** 「自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う」サービス
- 共同生活援助(グループホーム)** 「夜間や休日に共同生活を行う住居において、日常生活上の援助や相談及び入浴、排せつ、食事の介護などを行う」サービス
- 施設入所支援** 「夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行う」サービス

いずれのサービスも、聴き取り調査と「障害支援区分の認定」が必要です。

サービス内容	利用可能となる障害支援区分	備考
短期入所(ショートステイ)	区分1～6	支援区分が「非該当」となった場合は利用できません。
共同生活援助(グループホーム)	全支援区分	全部の支援区分が利用できますが、聞き取り調査を行い、支援区分の認定を行います。
施設入所支援	区分4以上	本人の心身の状況や家族の状況など、入所サービスの必要性を総合的に勘案し、入所調整会議において利用の優先順位が決定されます。

※利用にあたっては、市役所福祉課へご相談ください。